

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年十二月十四日

指令川建セ第二八〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成二十九年二月二十二日

川建セ第二八〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵字堀ノ内六百四十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町二十一番地八 メゾンパークスB棟二〇一号

野村 裕司